

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	財団法人大阪府保健医療財団	監査（検査） 実 施 年 月 日	委 員 平成 24 年 12 月 7 日
			事務局 平成24年11月 5 日から 平成24年11月 6 日まで

委員意見

財団法人大阪府保健医療財団では、賞与引当金及び退職給付引当金の計上を行っていない。将来の損失に備えて、引当金の計上は実施すべきであるため、適切な賞与引当金の計上と退職給付引当金の計上を実施されたい。

また、今後、大阪府の財源に頼らずに法人経営の自立化をしていく上で、退職金の財源確保は重要であり、中期経営計画にも大きく影響を及ぼす事項であるため、十分な検討を図られたい。

1 背景・現状

財団法人大阪府保健医療財団（以下「法人」という。）では、賞与及び退職金については、支払時に費用計上されており、平成23年度末の貸借対照表上、賞与引当金及び退職給付引当金は計上されていなかった。

法人は、府から中河内救命救急センターや健康科学センターの運営について受託しているが、府が現金の支出を伴わない費用については委託の精算対象経費としていないため、賞与及び退職金については支出時に委託料として精算されてきた。このため、現状、引当金として計上されていないものである。

平成24年度からは大阪がん予防検診センターと健康科学センターの事業は統合され、また、府補助金に頼らない収支構造の改善による法人経営の自立化を目指していることから、中河内救命救急事業を除き、賞与及び退職金については、法人の自主財源による負担となる方向にあると考えられる。

以下は、平成23年度末の賞与引当金及び退職給付引当金の概算額である。

賞与引当金	47百万円
退職給付引当金	494百万円

本来、全額引当計上すべきであるが、中期経営計画においては、毎年10百万円の退職給付費用を見込んでおり、平成25年度から平成28年度までの間で40百万円を計上するとどまっている。これについて確認したところ、毎年の引当額の算定根拠については不明であった。

2 課題

賞与及び退職金は、従業員の労働の対価の後払いとしての性格を有しているため、将来の支払額のうち勤務期間に対応する費用を引当金として計上する必要がある。

法人が現在準拠している公益法人会計基準（平成16年改正）では、「金融商品に係る会計基準」や「退職給付に係る会計基準」等の企業会計諸基準の準拠を原則としており、企業会計との整合性を図る観点から、従来の「収支計算中心主義の会計」から「公益法人の事業活動の効率性を測定」を主要目的とする会計へと変わってきている。このことから、引当基準についても一般に公正妥当と認められた企業会計基準に準拠している。

法人の委託料の精算対象経費でないことから引当金を計上しないという方針については、会計上認められるものではないことから、引当金の計上が必要である。

また、今後、大阪府の財源に頼らずに法人経営の自立化をしていく上で、退職金の財源確保は重要であり、中期経営計画にも大きく影響を及ぼす事項であるため、十分な検討を図られたい。

(参考)

企業会計原則注解18

引当金について

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。